

相談支援専門員について



町長 障がいのある人が相談しやすい体制づくりを推進する



質問 相談支援専門員に相談をすることが、障害福祉サービスを受ける第一歩となる。そこで、次の4点を伺う。
問① 障害福祉サービスを受けるまでの流れについて。
町長 まず、福祉課または相談支援事業所が相談を受け、内容に応じて申請手続きを行う。障害支援区分判定等審査会で判定された区分に従い作成されたサービス等利用計画案に沿って、サービス開始となる。
問② 町内の計画相談支援事業所数は。
町長 町内の事業所は3か所。
問③ 相談支援専門員は足りているか。

町長 相談支援専門員の確保に苦労している。事業者から聞いていく。
町長 や、その家族が相談しやすい体制づくりを推進していく。
町長 基幹相談支援センターの設置について。
町長 基幹相談支援センターができる限り早い時期に設置できるように努力している。これからは障がいのある人

こんな質問もありました
 スクールゾーンの規制時間の見直しを
教育長 今の時間帯で適切と考えている。



障害者週間に行われた絵画展示



高橋 洋子 議員 (自民誠和会)

高齢者の居場所づくりの課題を問う



質問 令和3年度から高齢者の居場所づくり事業がスタートした。高齢者が生きがいを持ち、健康に過ごすことを目的とした町民主体の自主事業だが、補助金の交付条件も安易なものではなく、持続的、発展的な居場所づくり事業とは認めにくい状況である。そこで次の3点を問う。
問① 登録団体の活動と町の連携状況は。
町長 「居場所」としての機能を持つ「通いの場」は町内20の団体が運営している。その内、4つの団体が町の高齢者居場所づくり事業補助金を活用している。町との連携は現場に生活支援コーディネーターや介護予防・フレイル予防推進員が直接赴き、支援をしている。
問② 補助金交付条件の見直しは。
町長 現時点で、見直しをする予定はない。
問③ 登録団体増に向けた町の取り組みや今後の目標、スケジュールは。
町長 広報、ホームページ、寿クラブや地域の関係者が集まる会議でのチラシ配布などを行っている。現在、情報を一元化した気軽に手に取ってもらえるような新たなマップ作りに取り組んでいる。

町長 情報を一元化したマップ作りに取り組んでいる



居場所づくり事業で行われた介護予防健康体操

第2期

議会モニターを募集します



議会モニターの主な役割

- ▶ 議会が行う傍聴が可能な各種会議（本会議、委員会など）を可能な範囲で傍聴し、会議に関する意見を述べるすることができます。
- ▶ 瑞穂町議会だより「ギカイのひろば」・瑞穂町議会ホームページに関する意見を述べるすることができます。
- ▶ 委員会などから要請があった場合、会議に出席し、求めに応じて意見を述べるすることができます。

応募資格

- 次のすべてに当てはまる方
- ・ 町内に在住、または在勤する18歳以上の方
- ・ 前向きで建設的な話し合いに協力できる方
- ・ 国または地方公共団体の議員（元議員を含む）や、常勤の公務員でない方

募集人員

7名以内 ※再任は妨げません

任期

令和6年4月1日より令和7年3月31日

謝礼

議会モニターは無償となります。

応募締切

令和6年3月11日(月) まで (必着)

申込み・問合せ先

議会事務局議事係 ☎557-7693

政策形成サイクル

もっと住みよい町へ、あなたの声からはじまるまちづくり

町民の皆さまから寄せられた声や意見をきっかけにしたり、議員や委員会の調査研究から、政策を実現していくサイクルを政策形成サイクルといいます。

